

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成を具体的に進めるための事業効果の検証・改善など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

定額

都道府県等  
（複数主体による協議会含む）

（1の事業）

定額

農業者・民間団体等

（2の事業）

-1-

<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備

都道府県

経済連等

輸出商社

農協等

物流会社

・生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会等の開催

・現地調査や現地プロモーションの実施等

生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応

・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入

・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大等

（集荷・流通面の転換）

・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立

・混載を前提とした集荷・流通体系の構築等

大規模輸出産地のモデル形成

【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）